

株券不発行制度の政省令 (未公開会社)

制度調査部
横山 淳

株券ペーパーレス化レポート No.8

【要約】

2004年9月8日、株券不発行制度に関する政省令が公布された。

その内容の要点をまとめると、株券不発行制度を導入する株式等決済合理化法の商法部分の施行期日(2004年10月1日)、株券不発行制度を採用した未公開会社の株主名簿の名義書換手続、その他の関連政省令の整備、となる。

本稿では、公布された株券不発行制度に関する政省令の概要を紹介する。

はじめに

2004年9月8日、株券不発行制度に関する次の政省令が公布された(官報第3931号)。

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令265号)

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令266号)

一般振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令(内閣府令・法務省令1)

特別振替機関の監督に関する命令及び口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令(内閣府令・法務省令・財務省令2号)

商法施行規則の一部を改正する省令(法務省令62号)

株券不発行制度とは、株式の発行・流通・消却などの全ての過程において、株券(券面)を不要とする制度で、その大枠は、2004年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(以下、株式等決済合理化法)により定められている¹。

今回公布されたこれらの政省令は、株式等決済合理化法のうち、主に商法部分に関する施行期日と細目を定めている。

以下、その概要を紹介する。

¹ 株式等決済合理化法の概要は、拙稿「株券ペーパーレス化法成立」(2004年6月3日付DIR制度調査部情報)など参照。

1. 未公開会社の株券不発行制度の施行日

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」は、株券不発行制度を導入する株式等決済合理化法のうち、商法部分の施行日を2004年10月1日と定めている。つまり、未公開会社は、2004年10月1日以後、「株券を発行せざる旨」を定める定款変更により株券不発行制度を採用できるようになる。

なお、法律上は、商法部分の適用対象を必ずしも未公開会社には限定していない。そのため、理論上は、上場・公開会社²も2004年10月1日以後、株券不発行制度採用の定款変更が可能ということになる。

しかし、同日に施行されるのは商法部分のみであり、ペーパーレス化された株式の市場での流通を確保すべき「株式振替制度」は未施行のままである。他方、現在の証券保管振替制度は、紙ベースの株券の存在を前提とした制度であり、株券不発行制度によって完全にペーパーレス化（無券面化）された株式を取り扱うことはできない。

その状況の下、上場・公開会社が、仮に株券不発行制度を採用したとしても、その株式の流通は困難となり、事実上、上場・公開維持が不可能となるものと考えられる。従って、実際には、上場・公開会社は、株式等決済合理化法全体の施行日（公布から5年以内の政令で定める日、以下、一斉移行日）に一斉に株券不発行制度に移行するものと考えられる。

なお、上場・公開会社の株券不発行制度への一斉移行日は現時点では明らかにされていない³。

2. 商法施行規則の改正

(1) 株券不発行制度（未公開会社）の下での株主名簿の名義書換手続

改正商法施行規則では、株券不発行制度（未公開会社）の下での株主名簿の名義書換手続の細目が示されている⁴。

株式等決済合理化法に基づく改正商法では、株券不発行制度を採用した未公開会社⁵の株式に

² 厳密には、株式等決済合理化法では、「保管振替機関（証券保管振替機構のこと）において取り扱われている株券に係る株式を発行している会社」と定められている（附則3）。ただ、実質的には上場・公開会社を意味していることから、本稿では「上場・公開会社」と呼ぶこととする。

³ 一斉移行日の正確な時期については、市場関係者のシステム対応などの問題もあり、現時点では不明である。かなり大規模なシステム対応が必要となることから、システム開発とテストだけでも3年はかかるとの指摘もあり（山下友信・野村修也・始関正光・村井博美・茅野茂昭・山本茂「株券不発行制度に関する論点と対応〔下〕」、『商事法務』No.1707、p.33 村井発言）、2008～2009年までずれ込む可能性が高いものと思われる。また、各方面からのヒアリングによれば、3月決算会社の配当、中間配当、議決権などの権利確定の時期と重なる4月、10月の施行は、万が一、システムトラブルなどが発生した場合、影響が極めて大きい。そのため、比較的影響が少ない、正月休みやゴールデンウィークなどの時期を選んで実施するのではないかと、との見方も有力である。

⁴ 未公開会社の株券不発行制度の詳細については、拙稿「株券ペーパーレス化法案（未公開会社編）」（2004年5月26日付DIR制度調査部情報）など参照。

⁵ 上場・公開会社の株式は、一斉移行日にペーパーレス化され、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、新振替法）に基づく新しい株式振替制度の下、権利の帰属は口座の記録によって定まり（新振替法128）、その譲渡は口座間の振替によって行われることとなる（新振替法148）。なお、新しい株式振替制度が適用される株式（振替株式）については、改正商法206/2の規定（第三者対抗要件、名義書換手続）の適用はないものとされている（新振替法168）。上場・公開会社の株券不発行制度の詳細については、拙稿「株券ペーパーレス化法案（上場・公開会社編）」（2004年4月20日付DIR制度調査部情報）など参照。

ついて、譲渡自体は当事者間の合意で行うことができるという前提に立った上で、株主名簿の名義書換がなければその譲渡を第三者に対抗できないこととされている(改正商法206/2)。そして、株主名簿の名義書換には、次のような要件が定められている(同206/2)。

- (a)株主名簿上の株主(又はその相続人等)とその株式の取得者による共同請求が行われた場合
- (b)株式の取得者の(単独での)請求によって名義書換を行っても利害関係者の利害を害するおそれがない場合
- (c)請求なしに名義書換を行っても利害関係者の利害を害するおそれがない場合

つまり、原則として、名義書換手続には、株主名簿上の株主とその株式の取得者による共同請求が必要だが(前記(a))、例外として、利害関係者の利害を害するおそれがない場合には、株式の取得者の(単独での)請求による名義書換(前記(b))及び関係者の請求に基づかない名義書換(前記(c))を認めることとしている。

改正商法施行規則では、「利害関係者の利害を害するおそれがない場合」を、具体的に次のように定めている(改正商法施行規則194、改正附則2)。

【株式の取得者の(単独での)請求による名義書換】

確定判決を得て請求

和解調書その他確定判決と同一の効力を有するものを提出して請求

譲渡制限会社の株式についての譲渡承認請求・相手方指定請求において、譲渡の相手方に指定された者が、代金支払等を証する書面を提出して請求

所在不明株主の株式について競売が行われ、取得者が競売による代金納付を証する書面を提出して請求

(相続人等が)相続を証する書面その他の一般承継を証する書面を提出して請求

【関係者の請求に基づかない名義書換】

株式交換等による完全子会社化があったとき

会社が新株予約権(旧転換社債の転換権等含む)の行使、合併、株式交換、会社分割により、その保有する自己株式を移転したとき

会社が株式買取請求権を行使した株主に対して代金を支払ったとき

所在不明株主の株式が競売以外の方法で売却され代金の支払いがあったとき

なお、これら ~ のうち、法務省が2004年6月に示した当初案から変更・追加された箇所は、 (括弧部分)、 である。

(2)株券廃止会社の新株予約権原簿の名義書換手続

改正商法施行規則では、株券不発行制度を採用した会社(以下、株券廃止会社、上場・公開、未公開を問わない)の新株予約権原簿の名義書換手続についても細則を定めている。

株式等決済合理化法に基づく改正商法では、株券廃止会社が発行する新株予約権については新株予約権証書を発行できないものと定めている(改正商法280/30)。つまり、株券がペー

パーレス化された場合、新株予約権もパーレス化されることとなる。この場合⁶(注4)、新株予約権原簿の名義書換には、次のような要件が定められている(改正商法280/35による改正商法206/2(三号を除く)の準用)。

- (a)新株予約権原簿上の新株予約権者(又はその相続人等)とその新株予約権の取得者による共同請求が行われた場合
- (b)新株予約権の取得者の(単独での)請求によって名義書換を行っても利害関係者の利害を害するおそれがない場合

改正商法施行規則では、「利害関係者の利害を害するおそれがない場合」を、具体的に次のように定めている(改正商法施行規則195)。

確定判決を得て請求
 和解調書その他確定判決と同一の効力を有するものを提出して請求
 (相続人等が)相続を証する書面その他の一般承継を証する書面を提出して請求

なお、これら ~ ついては、法務省が2004年6月に示した当初案から一部文言の修正が行われたものの、実質的に大きな変更・追加は行われていない。

(3) 有限会社の社員名簿の名義書換手続

有限会社の社員名簿の名義書換手続についても、前述の株券不発行制度(未公開会社)の下での株主名簿の名義書換手続が準用される(改正有限会社法20)。即ち、名簿上の社員とその持分の取得者の共同請求による名義書換が原則だが、利害関係者の利害を害するおそれがない場合には、持分の取得者の(単独での)請求による名義書換及び関係者の請求に基づかない名義書換が認められる。

改正商法施行規則では、「利害関係者の利害を害するおそれがない場合」を、具体的に次のように定めている(改正商法施行規則195)。

【持分の取得者の(単独での)請求による名義書換】

確定判決を得て請求
 和解調書その他確定判決と同一の効力を有するものを提出して請求
 持分についての譲渡承認請求・相手方指定請求において、譲渡の相手方に指定された者が、代金支払等を証する書面を提出して請求
 (相続人等が)相続を証する書面その他の一般承継を証する書面を提出して請求

⁶ 一斉移行日以後であれば、上場・公開会社の新株予約権について振替制度を採用することも可能である。ただ、株式の場合と異なり、上場・公開会社だからといって全ての新株予約権が振替制度の対象となる訳ではない。新株予約権について振替制度を採用するための要件は次のように定められている(新振替法193)。

新株予約権の発行決議において、振替制度の利用を決議している。
 新株予約権の目的となっている株式が、株式振替制度の対象となっている。
 新株予約権について、譲渡制限が課されていない。
 振替機関が取扱い対象としている。

【関係者の請求に基づかない名義書換】

合併等にして、その有する自己の持分を移転したとき
会社が持分買取請求権を行使した社員に対して代金を支払ったとき

3 . その他の関連政省令整備

関連政省令の改正により、様々な語句修正、条文番号の整理が行われているほか、例えば、次のような規定の整備も行われている。

社債等も含めた振替制度における振替口座情報の電子媒体での提供を求める際の請求方法
一斉移行に伴う振替株式の内容の電磁的方法による公示手続
株券不発行制度が採用された場合の各種手続書類など